

事務事業評価シート

事業番号 No. 50		事務事業名 住宅確保要配慮者民間賃貸住宅入居支援・居住継続支援制度 ※家賃債務保証料等助成金		所管部課 住宅課						
基礎情報	事業開始時期【1】	平成28年度		実施形態【2】 ☐ 直営 ☐ 委託 ☒ 補助 ☐ その他 ()						
	根拠法令等【3】	西東京市住宅確保要配慮者民間賃貸住宅入居支援・居住継続支援制度実施要綱								
	総合計画【4】	基本目標	5 安全で安心して暮らせるまち	基本施策	11 快適で魅力的な住みやすいまちで暮らすために	施策	11-1 住みやすい住環境の整備			
	個別計画【5】	計画	西東京市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画	施策等①	民間賃貸住宅への円滑な入居の促進	施策等②				
事務事業の概要	事務事業の目的と目指す成果【6】	市内在住で引越先が見つからず困っている方に対し、民間アパートやマンションへの入居や居住継続ができるよう、一定の要件を満たす方については、保証委託料等の一部を助成している。								
	事務事業の内容・実施方法等／補助の概要【7】	【補助の概要】 ■支払い方法：確定払 ■補助額（率）： (1)保証委託料（初回委託料又は継続委託料の1/2以内で2万円が上限） (2)初期費用（敷金及び保証委託料並びに少額短期保険料委託の費用で14万円が上限） (3)少額短期保険料（保険料の1/2以内で1.5万円が上限） (4)見守りサービス利用料（初回登録料で1.5万円が上限） ■補助対象世帯 低所得、被災者、高齢者、障害者又は子育て世帯で収入要件を満たす世帯 ※ 生活保護、中国残留邦人世帯を除く ■国・都補助の有無：あり（地域福祉推進区市町村包括補助事業） ■上乗せ横出し補助の有無：なし								
事業費データ	項 目	令和5年度（決算額）		令和6年度（決算額）		令和7年度（決算見込額）		令和8年度（予算額）		単位
	事業費計【8】	94		242		51		460		千円
	財源内訳	47		121		25		230		
	国庫支出金・都支出金	47		121		26		230		
	その他（ ）									
	一般財源	47		121		26		230		
	人件費計【9】	268		297		297		297		
内訳	0.04 人 268 千円		0.04 人 297 千円		0.04 人 297 千円		0.04 人 297 千円			
正社員	人 千円		人 千円		人 千円		人 千円			
会計年度任用職員	人 千円		人 千円		人 千円		人 千円			
総コスト	362		539		348		757			
活動実績【10】	項 目	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度		単位
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値	
	①民間賃貸住宅入居支援等相談件数	-	147	-	142	-	108	-	132	件
②										
成果指標【11】	項 目	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度		単位
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値	
	入居成立件数	-	64	-	65	-	51	-	-	件
	①【成果指標の説明】	民間賃貸住宅入居支援等の相談を受けたもののうち、入居が成立した件数。活動実績を踏まえた成果指標となる。								
	初期費用等の助成人数	24	9	15	10	19	4	19	-	人
②【成果指標の説明】	民間賃貸住宅への転居に際しては初期費用が高いため、低額所得者世帯に対して初期費用の一部を助成する。上記①の成果指標の実績値の内数となる。民間賃貸住宅入居支援等相談者のうち、対象者に助成制度を案内している。									
事業環境等	事業実施における課題点と改善に向けての取組【12】	賃貸人のリスク軽減を目的に、賃貸借契約締結の際に高齢者に対して見守りサービスの加入を求められるケースが多くなったことから、令和7年度より本サービス利用料を助成対象とした。								
	他団体の実施状況【13】	26市中6市で実施。保証委託料の助成は6市で実施。初期費用の助成を実施しているのは本市のみとなる。								
	代替・類似サービスの有無【14】	☐ 有 ☒ 無								

【検証項目】

検証項目 【15】			一次評価	二次評価	本部評価	
	必要性	事業の実施が国・都の法令等で定められている	非該当	非該当		
		市が主体となって実施しない場合、市域内における当該サービスの提供が不十分になる恐れがある	該当	該当		
		現下の社会経済情勢に見合った事業である	該当	該当		
	有効性	成果指標の達成状況はどうか	2	2	0	/9
		上位施策等の目的の達成に向けて事業の対象は適切か	3	3		
		上位施策等の目的の達成に向けて事業の内容・実施方法は適切か	3	3		
	効率性・経済性	業務プロセスに改善の余地はないか	2	2	0	/9
		投入したコストが活動実績に見合っているか	3	3		
		国・都の補助金や受益者負担など、一般財源以外の財源確保がされているか	3	3		

【一次評価・二次評価】

一次評価 【16】	必要性	入居に際して当該費用を必要としない公的住宅の受け入れ戸数にも限りがあり、必要に迫られて転居を余儀なくされる低所得者への民間賃貸住宅入居支援となる本事業の継続は必要である。	二次評価 【17】	必要性	補助対象世帯のうち、公的住宅への入居を待たず転居が必要とする方で、転居費用の支出が困難な世帯は今後も継続して発生する見込みであることから、事業の継続が必要であると考ええる。
	有効性	総合計画においても「要配慮者の住まいの確保の支援」を基本目標の実現の取組内容として定めており、本助成がなければ転居が叶わない世帯が発生することとなる。市民ニーズ等及び実績を踏まえると、事業の内容や実施方法は適切である。		有効性	賃貸借契約の際に、高齢者の見守りサービスの加入を求められることが増えたことから、サービス利用料を助成対象とすることで、賃貸人側のリスク軽減や貸し渋りの回避につながることを踏まえると、安心して暮らせる住まいを確保するための支援につながるものと考ええる。
	効率性・経済性	都補助金が確保できており、民間賃貸住宅入居支援等の相談に合わせて対象者の把握を行っていることから、効率性に問題はない。		効率性・経済性	セミナー等の啓発活動により賃貸人側の受け入れ意識は改善傾向にあり、専用住宅の戸数は大幅に増加している。引き続き、民間賃貸住宅入居支援等相談者のうち、対象者には助成制度の案内を行うなどの必要はあると考ええる。

【外部評価】

評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】	

【行革本部評価】

	コストの方向性	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
	総合評価	
	必要性	

改善の方向性と今後のスケジュール【19】	
----------------------	--